

令和6年度協働事業の第三者評価について

川越市協働事業審査委員会

1. 評価方法について

『川越市協働事業審査委員会』では、ご提出いただいた「実績報告書」と「協働事業評価シート」、および「協働事業報告会」などを参考に協働事業の評価を行っております。

また、第三者評価については、市民の皆様にわかりやすくするために、総合的な評価（4段階：A～D）としています。

※4段階（A～D）評価について

- A：当該協働事業を実施したことで、地域課題の解決につながるなど、適切な協働事業として評価できるものであった。
- B：当該協働事業について、課題はあるが、ほぼ適切な協働事業として評価できるものであった。
- C：当該事業を協働事業として実施するには課題があるため、事業を継続する場合は見直しが必要である。
- D：協働事業としてうまく機能しなかった。

2. 事業に関するコメント欄について

『川越市協働事業審査委員会』からの、事業の一部における改善の必要性や、事業をより発展させるきっかけ（事業をより良くするためのアドバイス）となる意見等を記載しております。

3. 総合評価について

第三者評価の総合評価につきましては、次の考え方に基づいて判定しております。

《総合評価の判定方法》

- （1）：評価者全員のうち6割以上が同評価（A～D）の評価であった場合は、当該評価を第三者評価としています。
例：A6名、B4名、C0名、D0名 の場合 ⇒A
- （2）：評価者全員のうち6割以上の評価があったランクがない場合は、もっとも多くの評価があったランクを第三者評価としています
例：A3名、B4名、C2名、D0名 の場合 ⇒B
- （3）：評価者の評価が複数に同点数であった場合には、ランクの低いものを第三者評価としています。
例：A3名、B3名、C3名、D0名 の場合 ⇒C